在宅療養 ～いつまでも瀬戸内市で暮らす～

療養生活は自宅でも送ることができます ～病気になっても自宅で暮らしたい～

医療や介護が必要になったとき、療養生活を送る場所は病院や介護施設だけではありません。住み慣れた自宅などでも療養生活を送ることができます。それを「在宅療養」といいます。

在宅療養とは、自宅などへ医師や看護師、介護職などに訪問してもらい、医療と介護のサービスを利用しながら療養することです。在宅療養では、いろいろな専門職の人たちが、在宅で病気を治療しながら、安心して療養生活を送られるように、チームで支援しています。

医師　訪問看護　歯科医・歯科衛生士　リハビリ専門職　薬剤師　管理栄養士・栄養士　訪問介護員

在宅での生活を維持するために、必要なサービスを組み合わせて利用することができます

在宅療養の相談をしたいときは・・・

在宅療養に関して相談したいときは、入院中の人は主治医や医療機関の相談室（地域医療連携室）などに、通院中の人はかかりつけ医に、介護保険を利用中の人はケアマネジャー（介護支援専門員）に相談してみましょう。また、瀬戸内市地域包括支援センターでも専門スタッフが介護サービスや介護予防に関することなど、生活全般のさまざまな相談に応じることができます。

「もしものときに備えて」～自分の意思を伝えておく～

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをしてしまう可能性があります。そのようなときに、自分の意思を伝えることができない状態になることもあります。

自分が希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや希望すること、医療やケアをどこで受けたいかなど、早いうちから家族や医師、看護師、ソーシャルワーカー、介護支援専門員などの介護従事者などと話し合っておくことが重要です。

話し合いは、繰り返し行うことも大切です。心身の状態や環境によっても意思は変わってくるものです。何度でも繰り返し考え、話し合い、その内容を書き留めておきましょう。

【相談・問い合わせ先】
- トータルサポートセンター（邑久町山田庄 845 - 1、瀬戸内市民病院内）
  ☎０８６９ - ２２ - ３８００　FAX ０８６９ - ２２ - ３８０１
- 瀬戸内市地域包括支援センター（邑久町山田庄 862 - 1、瀬戸内市総合福祉センター内）
  ☎０８６９ - ２４ - ０００１　FAX ０８６９ - ２４ - ００６１

税金 あれこれ

問税務課　☎０８６９ - ２２ - １１１４
問西大寺税務署　☎０８６ - ９４２ - ３８１５

市県民税 申告準備をお忘れなく！

市県民税の申告は、平成 31 年度の市県民税（個人住民税）を算定するための基礎資料となります。

また、市県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請などの各種手続きに必要となりますので、下図のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

申告が必要かどうか、確認してみましょう。

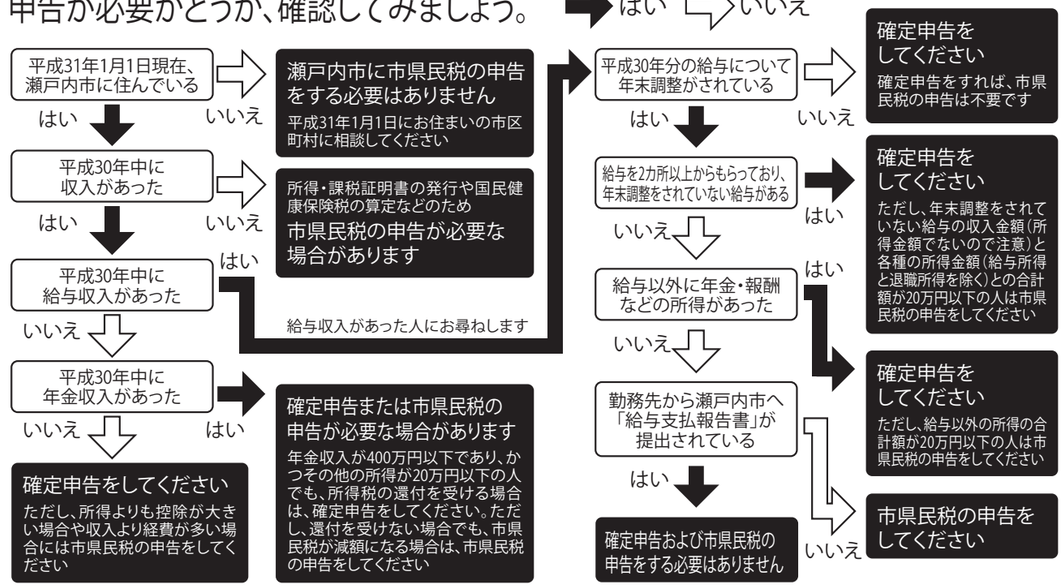

※このフローチャートは、一般的な事例です。ここに載っていない事例もありますので、詳しくはお問い合わせください。

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きがより便利になります

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない人は・・・
ID・パスワード方式で自宅から申告できます

用意するものは、次の２つ！
① ID（利用者識別番号）　②パスワード（暗証番号）
※ ID・パスワード方式に対応したもの

事前準備として！

- ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカードおよび IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

平成 31 年 1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます。